

令和8年9月2日受理
(教育福祉常任委員会)

「中学校の給食費の完全無償化を国に求める意見書」の提出を求める請願

請願者 樋上晶子 外19名

紹介議員	内	田	美恵子
	木	村	得道
	島	田	安子
	江	川	克哉
	飯	塚	誠
	早	川	真
	甲	斐	俊光
	岩	井	康
	椎	名	幸雄
	高	木	宏樹
	芝	田	真代
	船	橋	優
	海	津	にいな

件 名 「中学校の給食費の完全無償化を国に求める意見書」の提出を求める請願

要 旨

学校給食法に定められている学校給食の目標達成に向けて、学校では給食を通じた食育が行われてきました。その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱になっています。また、質の高い学校給食は、子どもたちの学校生活を豊かにしています。

「憲法第26条 義務教育はこれを無償とする」、そして、「学校給食法 学校における食育の推進」に基づき、学校給食費の無償化を進める動きが全国に広がっており、令和8年度から国の政策により小学校の給食費が無償化されました。

しかし、義務教育である中学校の給食費は保護者負担となっており、義務教育である小学校と中学校への対応の違いは納得のいくものではありません。

未来を担う子どもたちに安心・安全で豊かな学校給食が、中学校でも国の財政負担により、早期に無償で提供されることを要望し、国に意見書を提出することを請願します。

理 由

家庭が負担している教育費は、教材費や制服、体操着、学用品、給食費、修学旅行積立金など、とても多額です。食料品や光熱費など異常な物価高騰の中、年間6～7万円の給食費は中学生の子どもを持つ子育て世代にとって大きな負担です。

また、自治体において独自の補助施策が実施されており、我孫子市では、第3子以降の無償化、第1子、第2子に月額1,000円の補助を実施しています。

財政力が十分でなく無償化の実施が困難な自治体も多い中で、義務教育の家庭の費用負担で自治体間格差が生じることは問題です。

よって、未来を担う子どもたちに安心・安全で豊かな学校給食が、国の財政負担により、中学校の給食費についても早期に無償で提供されることを要望するものです。

ちなみに、2023年9月議会において、「学校給食の完全無償化を求める意見書を国に提出することを求める請願」が採択され、2025年3月議会では、「学校給食の無償化を早急に実施することを求める意見書を国に提出することを求める陳情書」が採択されています。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願いたします。

我孫子市議会議長 様

令和 8 年 9 月 2 日受理
(教育福祉常任委員会)

「国における 2027 年度教育予算拡充に関する意見書」提出を求める請願

請 願 者 千葉市中央区中央 4-13-10
千葉県教育会館
子どもたちの豊かな育ちと学びを支援
する教育関係団体千葉県連絡会
(千葉県市町村教育委員会連絡協議会、
千葉県都市教育長協議会、千葉県町村
教育長協議会、千葉県 P T A 連絡協議
会、千葉県小学校長会、千葉県中学校
長会、千葉県公立学校教頭会、千葉県
養護教諭会、千葉県学校事務研究協議
会、千葉県学校栄養士会、千葉県高等
学校長協会、千葉県特別支援学校長会、
千葉県高等学校教頭・副校長協会、千
葉県特別支援学校副校長・教頭会、千
葉県退職校長会、千葉県公立学校事務
長会、千葉県公立高等学校事務職員会、
千葉県高等学校 P T A 連合会、千葉県
退職教職員の会、千葉県退職女性教職
員の会、千葉県教職員組合)
船 橋 紀美江

紹介議員 木 村 得 道
高 木 宏 樹
茅 野 理
海 津 にいな
内 田 美恵子
芝 田 真 代

江	川	克	哉
深	井	優	也
甲	斐	俊	光
船	橋		優
早	川		真
岩	井		康

件 名 「国における２０２７年度教育予算拡充に関する意見書」提出を求める
請願

要 旨

２０２７年度予算編成にあたり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、「国における２０２７年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

理 由

貴議会におかれましては、日ごろから学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

さて、教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりを取りまく環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生しました。災害からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえません。子どもたちの健全育成をめざし豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、２０２７年度における予算の充実をはたらしかけていただきたいと考えます。

- １．災害からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること
- ２．子どもたち一人ひとりにきめ細やかな指導をするため、公立義務教育諸学校及び公立高等学校等の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
- ３．保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
- ４．現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること
- ５．安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等相談体制を充実させること
- ６．多様な学びの場の充実を図り、誰もが学ぶことができる機会を保障するため、必要な予算措置を講じること
- ７．安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備におけ、バリアフリー化や、洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること
- ８．ＧＩＧＡスクール構想を着実に推進し、学校現場における様々な課題に対応できる環境を整えること など

以上、昨今のさまざまな教育課題は、教育予算を十分に確保することにより、解

決されるものが多くあります。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

地方自治法第１２４条の規定により、上記のとおり請願いたします。

我孫子市議会議長 様

令和8年9月2日受理
(教育福祉常任委員会)

「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」提出を求める請願

請願者 千葉市中央区中央4-13-10
千葉県教育会館
子どもたちの豊かな育ちと学びを支援
する教育関係団体千葉県連絡会
(千葉県市町村教育委員会連絡協議会、
千葉県都市教育長協議会、千葉県町村
教育長協議会、千葉県PTA連絡協議
会、千葉県小学校長会、千葉県中学校
長会、千葉県公立学校教頭会、千葉県
養護教諭会、千葉県学校事務研究協議
会、千葉県学校栄養士会、千葉県高等
学校長協会、千葉県特別支援学校長会、
千葉県高等学校教頭・副校長協会、千
葉県特別支援学校副校長・教頭会、千
葉県退職校長会、千葉県公立学校事務
長会、千葉県公立高等学校事務職員会、
千葉県高等学校PTA連合会、千葉県
退職教職員の会、千葉県退職女性教職
員の会、千葉県教職員組合)
船 橋 紀美江

紹介議員 木 村 得 道
高 木 宏 樹
茅 野 理
海 津 にいな
内 田 美恵子
芝 田 真 代

江	川	克	哉
深	井	優	也
甲	斐	俊	光
岩	井		康
早	川		真
船	橋		優

件 名 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」提出を求める請願

要 旨

２０２７年度予算編成にあたり、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

理 由

貴議会におかれましては、日ごろより学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

しかし、かつては教材費、旅費、児童手当など多くの経費が対象となっていました。次第に対象から除外され給与費のみとなり、２００５年には給与費の負担割合が３分の１に縮減されてしまいました。

現在、地方自治体の状況は様々であり、子どもたちをとりまく教育環境にも格差が生じています。

国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第１条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

地方自治法第１２４条の規定により、上記のとおり請願いたします。

我孫子市議会議長 様

陳情第 11 号

令和 8 年 8 月 27 日受理
(議会運営委員会)

議会選出監査委員制度の廃止を求める陳情書

陳 情 者 横 手 紀 昭

件 名 議会選出監査委員制度の廃止を求める陳情書

要 旨

地方自治法の一部改正（監査制度の充実強化・議選監査委員の選任の義務付けの緩和等）に伴い、我孫子市でも監査制度の充実強化のため、議選監査委員制度を廃止する条例改正案が、平成31年2月25日、上程されました。しかし、本案は、議会として先進市への視察・研究の議論が高まっていること等を踏まえ、平成31年6月に撤回されています。

同制度への関心から、現状を調べたところ、我孫子市の場合、決算の認定の手続きにおいて、重大な問題を包含し、運営されていることが判明しました。

その問題とは、市長から議会に提出された決算の認定に係る議案には、決算書を審査した監査委員の意見が付されています。

意見を付した議選監査委員は報酬5万円／月を得ているため、当該議案とは、利益相反の関係が生じる。これを回避するためには、採決の際、当該市議は退席をしなければならない。しかし、採決に加わっています。

この状態は不適切で、且つ、議会基本条例（二元代表制の一翼を担う意思決定機関の一員）の精神にも反しています。

この不適切な状態を解消し、監査制度の充実強化のため、「議選監査員制度の廃止」を求めるため陳情を致します。

理 由

1) 監査委員制度は、独立した行政組織と位置付けられていること。

そして、監査委員は、「偏りのない公正な態度と独立性の保持」が職業倫理として求められています。

2) その監査の範囲は、多岐にわたり且つ専門性を必要とすることから、明らかに、議員の職責とは異なるため、兼務は避けるべき業務です。

・業務の範囲（出典；我孫子市監査基準）

(1) 財務監査（法第199条第1項）

(2) 行政監査（法第199条第2項）

(3) 定期監査（法第199条第4項）

(4) 随時監査（法第199条第5項）

(5) 財政援助団体等監査（法第199条第7項）

(6) 例月現金出納検査（法第235条の2第1項）

(7) 決算審査（法第233条第2項）

(8) 基金運用審査（法第241条第5項）

(9) 健全化判断比率等審査（健全化法第3条第1項及び第22条第1項）

3) 尚、決算の認定の手續きについて、地方自治法第233条にて、次の通り規定されています。

第2項 市長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

第3項 市長は、前項の規定により、監査委員に付した決算を監査委員の意見を付けて、次の通常予算を議する議会の認定に付さなければならない。

第4項 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

第5項 市長は第3項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

4) 上述の規定に照らし、令和6年度の決算の認定に関する手續きを検証すると、

① 議案

第18号令和6年度我孫子市一般会計歳入歳出決算の認定について、「地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度我孫子市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する」とある。

② 議案の採決結果は、

令和7年度第3回定例会採決結果一覧「議案第18号」に係る議選監査委員を兼務する市議の採決結果は、○（賛成）となり、採決に加わっています。

③ これは、議選監査委員を兼務する市議が、決算の認定の議案と利益相反の関係にあるにもかかわらず、採決に加わるという、不適切な状態です。

④ 因みに、過去の採決状況を、採決結果一覧で、確認した所、議選監査委員を兼務する市議の全てが、採決に加わっています。

5) この不適切な状態を解消し、監査制度の充実強化のため、議選監査委員制度の廃止を求めるものです。

我孫子市議会議長 様